

第20号様式の記載について

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人と、連結法人とを除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、堺市長に1通（提出用及び入力用）を提出してください。
- (3) 法第292条第1項第4号の2イ(1)又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付してください。
- (4) 法第292条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付してください。
- (5) 法第292条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、本市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記します。	
3「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	合併を行った場合に、被合併法人がこの申告書を提出する場合には、合併法人の法人名を併記してください。
4「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
5「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
6「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
7「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）法第292条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。）令和2年旧法第292条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額	
8「市民税の申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合には、「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書に係る申告の場合には、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄にも記載します。

9「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄10の欄の金額（この欄の上段に使用秘密金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（）内には、使用秘密金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
10「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（9））の28の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（14））の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6（16））の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（19））の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（20））の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（21））の19の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（22））の18の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（23））の32の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（24））の	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	10の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6（26））の32の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6（27））の20の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6（28））の35の欄の金額	
11「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
12「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載します。 (3) 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
13「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、本市内にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人（第20号様式別	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 (2) 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	表1を提出する法人に限りします。) 第20号様式別表1の⑭の欄の金額 (二) 連結法人及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限りします。) 第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
14「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額(⑤/②×④) ⑥」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、本市内にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ⑤の欄の金額を②の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に④の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、本市に主たる事務所等を有する法人は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の本市分の金額を記載してください。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 (2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の本市分の金額と一致します。 (3) 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
15「市町村民税の特定寄付金税額控除額⑦」	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「税額控除超過額相当額の加算額⑧」	第20号の4様式別表7の⑨の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑩の欄の当該市町村分の金額)を記載します。	市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」	第20号の3の2様式の⑨の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑫の欄の当該市町村分の金額)を記載します。	市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「外国の法人税等の額の控除額⑩」	第20号の4様式の⑬の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑭の欄の本市分を金額)を記載します。	市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「差引法人税割額⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪又は⑥－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、市内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
20「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑬」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。	
21「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑭」	「⑫の欄の金額－⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となる場合は記載しないでください。	
22「算定期間中において事務所等を有していた月数⑯」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
23「円×⑯/12 ⑰」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合には、「指定都市に申告する場合の⑰の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を

		用います。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額は又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
24「この申告により納付すべき市民税額⑮＋⑰⑳」	⑮又⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑰の欄を零として計算します。	
25「㉔のうち見込納付額㉕」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が市民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限ります。）を含みます。）が市民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
26「本市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。 この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。 (1) 算定期間の中で新設された事務所等 $\frac{\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (2) 算定期間の中で廃止された事務所等 $\frac{\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$ なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。	主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。
27「本市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。 アルバイト等の従業者数については下記(※)参照
28「指定都市に申告する場合の㉗の計算」	(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	
29「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ 資本金

別資本金等の額」	産額) を記載します。	等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)の「Ⅱ 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
30「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額)を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項(同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)又は令和2年旧法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項(同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。) ＊ 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。 (2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人	
31「法人税の申告期限の延長の処分の有無」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(法人税法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)において準用する同法第75条第5項、同法第75条の2第11項第2号又は令和2年旧法人税法第75条の2第8項(法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。)において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。) (2) 連結申告法人のうち、令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人(同条第3項の規定において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
32「還付請求税額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑰の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。	

(※) 均等割の税率区分に用いる従業者のうち、アルバイト(パートタイマー・日雇者等)については、本市内に有する事務所等ごとに以下の方法により算定した数の合計数をもって、当該アルバイト等の数とすることができます。

- (1) 算定期間の末日を含む直前一月のアルバイト等の総勤務時間数を170で除して得た数値。
- (2) (1)の方法に準じて算定期間に属する各月の末日現在におけるアルバイト等の数を算定した場合において、そのアルバイト等の数のうち最大であるものの数値が、そのアルバイト等の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える場合については、(1)の方法に代えて

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在における(1)の方法に準じて算定したアルバイト等の数の合計数}}{\text{算定期間の月数}}$$

により、その数を算定することができるものとします。

この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

- (1)及び(2)において、1人に満たない端数は1人とします。